

●支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、支給認定制度が導入されます。
支給認定は、支給認定申請書を保育所等の申込み時に提出していただき、保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市が客観的に審査し、教育・保育の必要性を3つの区分の内のいずれかに認定するものです。すでに保育所等に通われている在園児についても申請が必要です。

○3つの認定区分

対象となる子ども	利用先	認定区分
満3歳以上で、主に教育を希望する場合	幼稚園	1号認定
満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育所	2号認定
満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育所等	3号認定

2号認定・3号認定の場合は、保育を必要とする事由が必要となります。

注 意 事 項 !!
両親及び60歳未満の同居の祖母について、証明書等の添付が必要となります。

○保育必要量

保育標準時間	1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る）
保育短時間	1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る）

○保育を必要とする事由・必要書類

保育を必要とする事由	内 容	必要添付書類	証明者	備 考	保 育 の 必 要 量		
就労	(1) 居宅外労働	*家庭外で仕事をしている場合（農業・自営業（職場が自宅から離れている場合を含む。）） *1ヶ月あたり48時間以上の勤務が最低基準となります。但し、当分の間は1ヶ月あたり40時間以上の勤務が最低基準となります。	会社等に勤務 就労（内定）証明書	勤務先	—	就労	1月において120時間以上労働 保育標準時間
	(2) 居宅内労働	*家庭内で日常の家事以外の仕事をしている場合（自営業・内職を含む。） *1ヶ月あたり48時間以上の勤務が最低基準となります。但し、当分の間は1ヶ月あたり40時間以上の勤務が最低基準となります。	自営業・農業等に従事 自営業就労申立書	事業主	*農業の方は、調査表の(1)居宅外労働欄に状況を記入してください。		1月において48時間以上120時間未満労働 保育短時間
(3) 出産（妊娠中又は出産前後）	*母親が妊娠中あるいは出産後間もない。 *出産予定日の8週間にあたる日が属する月の初日から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子手帳の写し	—	*出産予定日が確認できるようにページをコピーしてください。	保育標準時間		
(4) 疾病・障害	*保護者の病気、負傷、入院、心身等の障害等により、その児童の保育ができない場合	疾病	診断書 通院（入院）証明書	医師	*文書料等の費用がかかります。	保育標準時間	
		障害	障害者手帳等の写し	—	*保護者自身が障害者である。		
(5) 介護	*家庭で、長期にわたり看護または介護を必要とする傷病者等があり、児童の保育ができない場合	診断書 通院（入院）証明書 障害者手帳等の写し	—	*保護者が傷病者を介護している。 *保護者が障害をもった親族を介護している。	1月において120時間以上介護 保育標準時間	1月において48時間以上120時間未満介護 保育短時間	
(6) 災害復旧	*震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっているため、児童の保育ができない場合	罹災証明書等	市町村	—	保育標準時間		
(7) 求職活動	*保護者が求職のため日中外出しており、児童の保育ができない場合	就労（内定）証明書等 求職計画書	勤務先	*雇用（就労）予定の場合は、就労開始後、在職証明書を提出してください。	保育短時間		
(8) 就学	*保護者が就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学しており、児童の保育ができない場合	在学証明書 日程表等	就学先	—	1月において120時間以上就学 保育標準時間	1月において48時間以上120時間未満就学 保育短時間	
(9) 虐待・DV	*児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 *配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合	—	—	—	保育標準時間		
(10) 育児休業	*育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が既に保育所等を利用しており、継続して利用することが必要であると認められる場合	申立書 就労（内定）証明書	—	—	保育短時間		

※保育を必要とする事由が就労以外の場合は、「保育を必要とする事由調査表」を提出してください。